

26消安第6024号  
平成27年3月10日

食品安全委員会  
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の製造販売の承認をすること。
  - (1) ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）
  - (2) 2-10-性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする牛の注射剤（ポプリバ）
  
- 2 法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の再審査をすること。
  - (1) イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤（エクイマックス）
  - (2) d-クロプロステノールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ダルマジン）

